

2019 年版 うかるぞ賃貸不動産経営管理士 正誤表

表記の書籍につきまして、下記の箇所を訂正させていただきます。

■ 135 ページ

3 消滅時効

ページ中段「賃料債権の性質」の表内

「年又はこれよりも短い期間をもった定期給付債権(民法 169 条)」の時効期間が「1 年」と記載されておりますが、こちらを「5 年」に訂正させていただきます。

大変ご迷惑をおかけいたしますが何卒よろしくお願い申し上げます。(Kenビジネススクール)